

特 記 仕 様 書

事業年度：令和 8 年度

工 事 名 ： 県単道路維持工事（旭方面防草工）

路 線 名 ： 一般国道 126 号 外

工事箇所：旭市 イ 外

第1章 総則

第1条 適用

- この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和7年10月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
- 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。
なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第2条 工期

本工事の工期は、契約の翌日から令和9年3月25日限りとする。

なお、工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	50日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日＋天候等による作業不能日）／実働日数	0.78
うち休日（土日、祝日）	38日間
その他の不稼働日	なし

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

- 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：42日間／年間
 - 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：5日間／年間
（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）
（過去5か年（2020年1月～2024年12月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出）
- 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第3条 環境に配慮した工事の実施計画

受注者は、千葉県が運用を開始している環境マネジメントシステムの構成要素をなす「公共工事における環境影響の低減」を推進し、達成するため施工計画書“環境対策”内に独立した項目として「環境に配慮した工事实施計画」について記載するものとする。工事実施に当たっては、騒音防止及び排気ガス対策を施した機械を使用するものとし、これによりがたい場合は監督職員の承諾を得なければならない。

第4条 工事中の安全確保

- 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき、適切な安全管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

2. 工事実施期間中、下記のとおり交通誘導員を配置するものとする。

	昼間作業	夜間作業
県道工事に勤務する人員	2人	—
—	—	—

3. その他、資材の搬出・搬入時は、公道の出入口等に誘導員を配置させ、安全確保に努めなければならない。

第5条 作業区分

本工事の作業区分は以下によるものとする。

作業区分	施工区分
昼間作業	すべての工種
夜間作業	なし

ただし、上記区分によりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

第2章 材料

第6条 材料の確認

受注者は、施工計画書に主要資材一覧とともに、その外観及び品質証明書等を照合し確認した資料を添付し監督職員の確認を受けなければならない。

第7条 使用材料

材料名	規格・寸法・材質	適用工種	備考
生コンクリート	18-8-25 (20) (高炉)	防草コンクリート	
防草目地	w=150mm	防草工	
防草シート	厚 2mm 程度	防草工	
—	—	—	

工事着手前に施工計画書の中で使用材料を明記し、監督職員の確認を受けること。

第3章 施工

第8条 防草工

事前に現地測量のうえ、監督職員と施工範囲等の協議を行うこと。横断測量は20m間隔とする。

防草コンクリート及び防草シートは、設置箇所の土砂、草、ごみ等を取り除き、基面整正を行い、設置面をできる限り平滑にしてから、施工すること。

防草コンクリートについては、打設後、十分な養生を行うこと。

防草目地は、目地箇所土砂、草、ごみ等を取り除き、アスファルト舗装と他構造物の間に設置すること。

第9条 デジタル工事写真の黒板情報電子化について

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「3. (2)撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。

また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。なお、使用機器の事例として、

URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（最新版）「3. (2)撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準（最新版）及びデジタル写真管理情報基準（案）（平成20年5月）に準ずるが、同条2. に示す黒板情報の電子的記入については、デジタル写真管理情報基準（案）（平成20年5月）「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、

その結果を併せて監督職員へ「工事打合せ簿」等により提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

第4章 その他

第10条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員と工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施したうえで提出しなければならない。

また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第11条 要望・苦情に対する対応

施工前に地域住民へ工事に関する周知を行い、理解と協力を得なければならない。また、施工範囲に民地の出入り口がある場合、トラブル等が起こらないよう配慮すること。なお、地域住民及び第三者から苦情、意見等があった場合は速やかに監督職員へ報告をしなければならない。

第12条 工事支障物件（地下埋設物等）

1. 工事の施工に際し、地下埋設物件等が予想される場合は、その管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止しなければならない。
2. 受注者の責により地下埋設物件等に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。
3. 埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。
4. 受注者は、工事着手前に提出する施工計画書において、本工事の現場条件を加味した具体的な安全対策について記載するものとする。なお、提出された施工計画書は発注者において計画の妥当性等につき審査を行うため、必要に応じ資料の作成等に協力すること。

「別紙－１」

建設副産物に関する特記仕様書

１．共通事項

- １）「千葉県建設リサイクル推進計画２０１６ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し、施工計画書に含め各１部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各１部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が「再生利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が１００万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

- ２）「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を１部提出すること。なお、建設副産物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、１部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提出し確認を受けること。

- ３）建設副産物の処分に当たっては、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のＤ票及びＥ票の写しを提出すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を印刷した電子媒体又は建設廃棄物の引き渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票等）を提出すること。

２．建設廃棄物等

- １）発生した刈草の処理は、東総地区クリーンセンター 銚子市野尻町１６７８－１に運搬し処理するものとする。
- ２）発生土は匝瑳市今泉地先、海匠土木事務所資材置き場に運搬し、処理するものとする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・該当する(副本登録する) ・該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第2-4条	難工事の指定	・該当する ・該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第2-7条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・現場閉所による週休2日工事 ・週休2日交替制工事 ・該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない
第2-10条	I C T活用工事 ※右表に対象工種を記載	・該当する 対象工種 ・該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない